【別添２】

「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」に関する実施要項

令和５年６月 21 日
文　部　科　学　省
総 合 教 育 政 策 局
（最終改正　令和７年１月 27 日）

１　趣旨

「専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程」（令和５年文部科学省告示第 53 号）（以下「認定規程」という。）に基づく外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関しては、本実施要項の定めるところによるものとする。

２　目的

専修学校の専門課程（以下「専修学校専門課程」という。）の学科であって、外国人留学生のキャリア形成促進を目的として、質の高い教育を行うとともに、日本社会の理解の促進に資するもの（以下「外国人留学生キャリア形成促進プログラム」という。）を文部科学大臣が認定して奨励することにより、専修学校専門課程における外国人留学生のキャリア形成の機会の拡大を図ることを目的とする。

３　外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定要件

外国人留学生キャリア形成促進プログラムとして文部科学大臣が認定するための要件は次のとおりとする。

（１）　専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程（平成 25 年文部科学省告示第 133 号）第２条第１項の規定により、職業実践専門課程として文部科学大臣が認定した課程であること。

（２）　認定を受けようとする専修学校の設置者の財務条件が、認定規程第２条第１項第２号イ及びロのいずれかに該当すること。修学支援新制度の機関要件として前年度に対象の確認を受けていない場合は、証拠書類を提出すること。

（趣旨）

本要件は、認定を受けようとする専修学校の経営基盤に関し、その経営が継続的かつ安定的に行われているかについて確認を行うものである。

（内容）

具体的には、以下のいずれかに該当する専修学校であることが求められる。

① 認定を受けようとする専修学校の設置者の直前３年のいずれかの年度の収支計算書において「経常収支差額」がゼロ又はプラスであること。

② 認定を受けようとする専修学校の設置者の直前の年度の貸借対照表において「運用資

産と外部負債の差額」がゼロ又はプラスであること。

（３）　認定を受けようとする学科は、日本人生徒との交流を図ることができる教育環境でなければならないこと。

原則として、認定を受けようとする学科に在籍する生徒のうち、外国人留学生が占める割合が２分の１の範囲内であること。ただし、認定規程第２条第１項第３号イ及びロに規定する要件のいずれにも該当すると認められる場合は、外国人留学生が占める割合が２分の１の範囲内であることを求められないこと。

（趣旨）

本要件は、当該学科において日本人生徒が半数以上在籍することで、日本社会の理解の促進を図るために必要な学生交流を可能とする教育環境が整備されていることを確認するものである。ただし、認定を受けようとする学科に在籍する生徒のうち、外国人留学生が占める割合が２分の１を超えている場合であっても、別に定める要件を満たすことで、その教育成果等から、日本社会の理解の促進を図るための教育環境が整備されているものと確認できるものとする。

なお、外国人留学生のみを対象とする学科については、質の高い教育を行いつつ日本社会の理解の促進を図ることができる教育環境と認められないことから、対象外とする。また、一の学科に複数のコースが設置されている場合であり、かつ、いずれかのコースの在籍者が外国人留学生のみである場合には、学科全体として質の高い教育を行いつつ日本社会の理解の促進を図ることができる教育環境であると認められるか、個別の審査を行う。

（内容）

当該学科に在籍する生徒のうち、外国人留学生が占める割合が２分の１の範囲内であること。２分の１を超える場合は、以下の要件をいずれも満たしていること。

① 認定を受けようとする専修学校専門課程の学科の修了者の就職率※（直前３年間の平均）が９割以上であること。

※就職率とは、当該年度の卒業生から、国内の大学等への進学者を除いた者を母数とし、これに対する就職者の割合とする。

就職率＝（就職者数／卒業者数－国内の大学等への進学者数）

② 当該学科において、日本において就職する際に必要となる日本社会の理解の促進に資する授業科目が、全課程の修了に必要な総授業時数のうち、300 時間以上開設されていること。

（４）　外国人留学生の受入れに関する不適切な事情その他認定規程第１条に規定する目的に照らして不適切と認められる事情がないこと。

（趣旨）

これは外国人留学生の在籍管理等に関して不適切な事情がないことや、本認定制度の趣旨に反する運営がなされていないことを確認するための要件である。

（内容）

具体的には、出入国在留管理庁や、所管又は所轄の都道府県等により在籍管理等において不適切であると考えられる事案がないことの確認を求めるものである。なお、本認定制

度の趣旨に反する運営に該当するケースとしては、例えば、認定規程第２条第１項第３号ただし書の適用を受けている場合において卒業生の進路の状況の把握が著しく不十分であることや、外国人キャリア形成促進プログラムの認定に関して、申請における偽りその他不正な行為があった場合などを想定しているものである。

４　手続

（１）　文部科学大臣は、各専修学校の申請に基づき、３の要件を満たすものとして認定した専修学校専門課程の学科（以下「認定学科」という。）をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する。

（２）　文部科学大臣は、３（１）から（３）までの要件を満たすと認められた申請に関し、都道府県知事等（私立の専修学校にあっては都道府県知事、公立の専修学校にあっては都道府県教育委員会、国立大学法人が設置する専修学校にあっては国立大学法人の長、厚生労働省が設置する専修学校にあっては厚生労働大臣。以下同じ。）及び出入国在留管理庁に対して、３（４）の要件を満たすと認められるかについて協議を行うこととする。

（３）　認定学科の公示は、毎年度、原則として申請の締切日から５ヶ月以内に行うものとする。ただし、申請数の多寡により、上記の期間は前後する場合がある。

（４）　各専修学校は、認定学科について、名称等に変更があったときは、別紙様式３により、認定学科が廃止されたときは別紙様式４により、申請の締切日（原則として変更のあった日以後で最も近い申請の締切日）までに文部科学大臣宛てに届出を行う。

（５）　各専修学校は、３の要件に適合しなくなったとき（（７）の求めを行った場合を除く。）は、別紙様式５により遅滞なく文部科学大臣宛てに届出を行う。

（６）　３（３）の要件に関し、外国人留学生が占める割合が２分の１の範囲内であるものとして認定された学科において、その後の生徒数の変化等により外国人留学生が占める割合が２分の１の範囲を超えた場合のうち、３（３）のただし書に規定する認定規程第２条第１項第３号イ及びロに規定する要件のいずれにも該当する場合には、当該学科を設置する専修学校は、別紙様式１－１から２まで及び別紙様式６に必要事項を記入の上、遅滞なく、文部科学大臣に報告しなければならない。

（７）　３（３）の要件に関し、外国人留学生が占める割合が２分の１の範囲内であるものとして認定された学科において、外国人留学生が占める割合が２分の１の範囲を超え、要件に適合しなくなった場合のうち、以下に掲げる事由のいずれにも該当する場合には、当該学科を設置する専修学校は、別紙様式１－１から１－３まで及び別紙様式６に必要事項を記入の上、文部科学大臣に取消しの保留を求めることができる。

①日本人生徒の中途退学や入学希望者の減少等により、一時的に外国人留学生の数が日本人生徒の数を数人程度上回り、かつ、外国人留学生が占める割合がおおむね２分の１の範囲内と認められるなど、要件不適合の程度が軽微であること

②認定を取り消すことにより生徒が予期せぬ不利益を被る蓋然性が高いこと

文部科学大臣は、上記事由のいずれにも該当すると判断するときは、必要な期間を定めて認定の取消しを保留することができる。

（８）　４（７）により、認定の取消しを保留された学科が、保留期間中に再度認定要件を満たす

こととなった場合には、当該学科を設置する専修学校は、別紙様式１－１から２まで及び別紙様式６に必要事項を記入の上、原則として再度認定要件を満たすこととなった日以後で最も近い申請の締切日までに文部科学大臣宛てに報告を行う。

（９）　文部科学大臣は、認定学科の名称等に変更があったとき、又は認定学科が廃止され若しくは３の要件に適合しなくなったと認めて当該認定を取り消したときは、その旨を公示する。

附則

この実施要項は、令和５年６月 21 日から施行する。

附則（令和６年６月 25 日）

この実施要項は、令和６年６月 25 日から施行する。

附則（令和７年１月 27 日）

この実施要項は、令和７年１月 27 日から施行する。